

# 学校体育施設の開放における空調設備利用ガイドライン

令和6年5月17日施行

学校体育施設の開放において、日野市立小・中学校体育館に設置されている空調設備を利用する場合には、次に定めるガイドラインを守っていただくようお願いします。

## 1 利用できる期間

期間	利用の可否
夏季(6月～9月)	下記「2」に定める基準を満たす場合のみ利用可
夏季以外(1～5月、10～12月)	利用不可

## 2 利用基準

### 施設使用時の暑さ指数(WBGT)が25(警戒)以上

暑さ指数は、自主管理運営委員会(小学校)又は校舎管理員(中学校)に市が貸し出している黒球式熱中症指数計を用いて測定してください。

※設備保全、学校教育活動への影響その他の事情により学校管理者が利用不可と判断した場合は、上記基準を満たしていても利用不可とします。なお、この場合は安全上の配慮から施設使用自体の中止を検討願います。

## 3 利用に関する手続き

小学校:空調機器を利用した場合、利用実績入力フォームの「空調利用有」にチェックを入れ、表示された欄に暑さ指数の測定時間、測定値を入力してください。

中学校:校舎管理員へ空調を利用した旨を伝えてください。

## 4 利用上の順守事項

- (1)日野市では、小・中学校の学校教育活動においても、節電・節水・節ガスに努めております。このことを踏まえて、空調設備の利用にあたっては、**適切な温度設定(28℃を目安)、適切な利用方法**のもと、ご利用ください。
- (2)空調設備を含む学校体育施設は、児童・生徒のための大切な施設・設備です。長期的な施設の保全のため、施設を使用される皆さまのご協力をお願いいたします。
- (3)学校ごとに機器の操作方法が異なるため、利用にあたっては自主管理運営委員会(小学校)又は校舎管理員(中学校)の指示に従ってください